報酬等に関する開示事項

◎Daito Bank Disclosure

1．当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

（1）「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」という。）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬を受ける者」で、当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

（ア）「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が２％を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。

（イ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬額の総額」を同記載の「対象となる役員の員数（社外役員を除く。）」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ただし、期中に異動があった役員に係る報酬額については、当該年度の在任期間の報酬額と年度換算の報酬額との差額を「役員区分ごとの報酬額の総額」に加算調整し、平均報酬額を算定しております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

（ウ）「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

（2）対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、取締役の指名・報酬などの決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として「指名・報酬委員会」を設置しております。

指名・報酬委員会は取締役会の任意の諮問機関であり、過半数を社外取締役で構成しており、取締役の指名・報酬に係る審議を行っております。

（3）報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 （2025年4月～2026年3月）
取締役会(大東銀行)	3回
指名・報酬委員会	3回

(注) 報酬等の総額については、報酬体系、報酬内容の決定についての職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2．当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3．当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定にあたっては、当行グループの財務状況等を勘案し、指名・報酬委員会の検討を踏まえ決定することとしております。

4．当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払い方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

区　分	人数	報酬等の総額(百万円)	固定報酬の総額	基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他
対象役員 (除く社外役員)	7	143	111	111	－	0
対象従業員等	－	－	－	－	－	－

区　分	変動報酬の総額	基本報酬	賞与	退職慰労金	その他
対象役員 (除く社外役員)	19	－	19	－	11
対象従業員等	－	－	－	－	－

(注) その他は、非金銭報酬等（譲渡制限付株式）に係る当事業年度における費用計上額であります。

5．当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。